

## 「酒税法等の改正のあらまし」（平成 29 年 4 月）の正誤表

○ 7 ページ（アンダーラインを付した箇所が訂正箇所です。）

正	誤
<p>ロ 税率の適用区分について 今回の改正により、ビール系酒類の税率が一本化されることから、<u>その他の発泡性酒類</u>については平成35年10月1日に、<u>発泡酒</u>については平成38年10月1日に、これらの税率の適用区分の表示が廃止されます。</p>	<p>ロ 税率の適用区分について 今回の改正により、ビール系酒類の税率が一本化されることから、<u>発泡酒</u>については平成35年10月1日に、<u>その他の発泡性酒類</u>については平成38年10月1日に、これらの税率の適用区分の表示が廃止されます。</p>